

○相馬港海上安全対策協議会会則（平成 17 年 4 月 4 日）の一部改正について

令和 5 年 3 月 9 日

相馬港安全対策協議会会長

相馬港海上安全対策協議会会則（平成 17 年 4 月 4 日）の一部を次のとおり改正する。

次の表により改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



	<p>じる必要がある対策その他これらに関連する事項を検討するため、異常気象・津波等安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会に所属する会員は、船舶に関係ある次の機関の代表者（代表者の指名する者を含む。）とする。</p> <p>東北地方整備局小名浜港湾事務所相馬港出張所 福島地方気象台 福島県相馬港湾建設事務所 相馬双葉漁業協同組合 小名浜水先区水先人会 福島汽船㈱ 相馬共同火力発電㈱新地発電所 庄司建設工業㈱相馬営業所 日本通運㈱相馬海運支店 相馬港湾運送㈱ ㈱辰巳商会相馬営業所 昭和電工株式会社東北アンモニアセンター 石油資源開発株式会社相馬事業所 相馬エネルギーサポート株式会社 相馬エネルギーパーク合同会社 福島海上保安部</p> <p>3 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名し、会務を総括する。</p> <p>4 委員会は、委員長が必要に応じ召集しこれを開催する。</p> <p>5 委員会において検討し決定した事項のうち、別に協議会が定め</p>
--	--

第8条 協議会及び委員会の事務局は、福島海上保安部に置く。

別表3 (相馬港)

- 1 注意喚起 (情報提供) (略)
- 2 警戒勧告 (第1体制) 及び避難勧告 (第2体制) (略)

(1) 警戒勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア 次の場合に発出する。 (1) 相馬港が台風の強風域 (風速 15メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。 (2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方气象台から、浜通り南部に暴風警報若しくは波浪警報が発表される	(1) (略) (2) <u>小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。</u> (3) ~ (7) (略)

る事項以外は、協議会の決議を受けるものとする。

第8条 協議会及び委員会の事務局は、福島海上保安部に置く。

別表3 (相馬港)

- 1 注意喚起 (情報提供) (略)
- 2 警戒勧告 (第1体制) 及び避難勧告 (第2体制) (略)

(1) 警戒勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア 次の場合に発出する。 (1) 相馬港が台風の強風域 (風速 15メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。 (2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方气象台から、浜通り北部に暴風警報若しくは波浪警報が発表される	(1) 在泊船は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 (2) <u>危険物積載船舶、小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。</u> (3) 小型船、作業船及び台船は、流出防止等十分な安全対策を講じること。 (4) 気象情報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。 (5) 係留中の小型船の流出・転覆が多数発生しているため、防止対策について関係者への情報伝達を徹底すること。 (6) 港内及び沖合に錨泊中の船舶に対

可能性が <u>ある</u> 場合又は発表された場合。 イ できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。	
② 津波（略）	（略）
③ その他（略）	（略）

<備考>

- (1) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (2) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (3) 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- (4) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (5) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(2) 避難勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア 次の各号の場合に発出する。	(1) <u>小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を完了すること。</u>

可能性が高い場合又は発表された場合。 イ できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。	し、走錨防止対策の徹底を周知すること。 (7) 気象・海象の変化を前広に予測し、時機を失することなく、海難防止のための適切な措置を講じること。
② 津波（略）	（略）
③ その他（略）	（略）

<備考>

- (1) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (2) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (3) 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- (4) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (5) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(2) 避難勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア 次の場合に発出する。	(1) <u>危険物積載船舶、小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を完了すること。</u>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>i) 海上において予想される最大風速が<u>20メートル/秒以上</u> (ただし、風向が北東～南東～南西方向の場合。)</p> <p>ii)～iii) (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(1) 相馬港が台風の暴風域 (風速25メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。</p> <p>(2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方気象台から、浜通りに以下の何れかに該当する情報を含む警報が発表される可能性が高い場合又は発表された場合。</p> <p>i) 海上において予想される<u>最大風速が18メートル/秒以上</u> (ただし、風向が北北西～東北東～南南東方向の場合。)</p> <p>ii) 陸上において予想される最大風速が18メートル/秒以</p>	<p>(2) DWT 5,000トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。</p> <p>(3) DWT 5,000トン以上の港外錨泊中の船舶は、機を逸することなく抜錨し、安全な港湾・泊地等へ避難又は安全な海域にて漂泊避難すること。</p> <p>(4) DWT 5,000トン未満の船舶は、港内での錨泊又は十分な安全対策を講じること。</p> <p>(5) 港内錨泊船は、次の事項を厳守するとともに、必要に応じ抜錨し、安全な海域にて漂泊避難すること。</p> <p>i) 国際VHF無線 (16チャンネル) を常時聴取すること。</p> <p>ii) 24時間体制の守錨当直及び機関スタンバイとすること。</p> <p>iii) 夜間における代理店との連絡手段を確保すること。</p> <p>(6) 小名浜港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、安全な港湾・泊地等へ避難又は安全な海域にて漂泊避難するよう調整を図ること。</p>
---	--------------------	--	---

<p>(3) (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>		<p>上(ただし、風向が i) のただし書きにおいて定める場合を除く。)</p> <p>iii) 海上において予想される波の高さが6メートル以上(ただし、波向が北北西～東北東～南南東方向の場合。)</p> <p>(3) 台風又は発達した低気圧による長周期波の港内浸入で在港船舶を避難させる必要があると認められる場合。</p> <p>イ 次のとおり、できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。</p> <p>(1) 避難勧告発出時期は、原則として、上記アの発出基準に</p>	
-----------------------------------	--	--	--

		<p>達する12時間以上前とするが、これにより夜間（概ね17：00以降）に発出することとなる場合は16：00頃までに発出する。</p> <p>(2) 避難勧告発出時期は、荷役手仕舞い等の出港準備及び安全な港湾・海域への移動時間等を考慮し、十分に余裕のある時期に発出することとしたものであり、避難勧告発出時をもって即避難開始との趣旨ではない。</p> <p>(3) 気象資料は福島地方気象台発表による注意報・警報、府県気象情報及び気象庁HPに公開されている沿岸波浪24時</p>	
--	--	--	--

② 津波 (略)	(略)
③ その他 (略)	(略)

<備 考>

(1)～(7) (略)

間予想のほか、福島地方気象台予報官から電話入手した情報も活用する (ただし、未発表情報については避難勧告文書には記載しない。)	
② 津波 (略)	(略)
③ その他 (略)	(略)

<備 考>

- (1) 津波来襲までの時間的余裕無し：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- (2) 津波来襲までの時間的余裕有り：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- (3) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (4) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (5) 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員、乗客、作業員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- (6) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

<p>(3) 警戒勧告及び避難勧告の解除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="255 424 560 472">【発出基準・時期】</th> <th data-bbox="560 424 1084 472">【参 考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="255 472 560 571">(略)</td> <td data-bbox="560 472 1084 571">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	【発出基準・時期】	【参 考】	(略)	(略)	<p>(7) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。</p> <p>(3) 警戒勧告及び避難勧告の解除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 424 1433 472">【発出基準・時期】</th> <th data-bbox="1433 424 1957 472">【参 考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 472 1433 1101"> <p>次の場合に警戒勧告及び避難勧告を解除する。</p> <p>相馬港が強風域を脱した時期、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられる時期、津波注意報が解除される時期又は港内が平穏になる等、安全な港内停泊が可能となった場合。</p> </td> <td data-bbox="1433 472 1957 1101"> <p>【参考：発出内容例】</p> <p>〇〇日〇〇時〇〇分をもって警戒勧告又は避難勧告を解除します。</p> <p>※入港操船も含め、港内停泊の安全性を十分に確認のうえ入港すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	【発出基準・時期】	【参 考】	<p>次の場合に警戒勧告及び避難勧告を解除する。</p> <p>相馬港が強風域を脱した時期、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられる時期、津波注意報が解除される時期又は港内が平穏になる等、安全な港内停泊が可能となった場合。</p>	<p>【参考：発出内容例】</p> <p>〇〇日〇〇時〇〇分をもって警戒勧告又は避難勧告を解除します。</p> <p>※入港操船も含め、港内停泊の安全性を十分に確認のうえ入港すること。</p>
【発出基準・時期】	【参 考】								
(略)	(略)								
【発出基準・時期】	【参 考】								
<p>次の場合に警戒勧告及び避難勧告を解除する。</p> <p>相馬港が強風域を脱した時期、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられる時期、津波注意報が解除される時期又は港内が平穏になる等、安全な港内停泊が可能となった場合。</p>	<p>【参考：発出内容例】</p> <p>〇〇日〇〇時〇〇分をもって警戒勧告又は避難勧告を解除します。</p> <p>※入港操船も含め、港内停泊の安全性を十分に確認のうえ入港すること。</p>								

附 則

この要領は、令和5年3月9日から施行する。